

福井市景観条例施行規則第14条第6号関係図書

景観計画区域内における広告物の景観形成基準のチェックリスト

(福井都心地区特定景観計画区域(福井城址公園ゾーン)用)

屋外広告物許可申請

チェック

配慮すべき基本的基準	1 周囲の景観への影響について十分に検討し、規模やデザイン(形態、色彩、素材をいう。)等に工夫をする。
	2 建築物を利用する場合は、そのものに対して不調和とならないよう工夫する。
	3 表示の方法や内容等により、人々に不快感を与えることのないよう工夫する。
	景観形成の方針 福井城址を核とした、歴史を象徴し、人が集まる空間の形成
<基本的基準に基づいて、景観に配慮した点・デザイン等に工夫した点などを具体的・詳細に記述>	
-----	
-----	
-----	
-----	
-----	
-----	

(「◎」は必ず守るべき基準、「・」は努力することが必要または推奨する基準)

項目	適合のチェック	景観形成基準
表示等の制限	<input type="checkbox"/>	◎自家用広告物以外は表示又は掲出をしない。
	<input type="checkbox"/>	◎福井城址からの眺望を保全するため、広告物の高さは低く抑え、福井城址から見える位置には表示又は掲出しない。ただし、壁面文字、壁面広告、地上広告で必要最低限の規模で表示するものはこの限りでない
	<input type="checkbox"/>	◎屋上利用広告は、設置しない。
	<input type="checkbox"/>	◎広告幕は、建築物の壁面以外に設置しない。
位置、規模、形態及び高さ	<input type="checkbox"/>	◎信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知及び視野を妨げない位置とする。
	<input type="checkbox"/>	○周囲の景観に悪影響を与えないような位置、規模、形態及び高さとするよう努める
	<input type="checkbox"/>	○広告物の数や大きさは、できる限り最小限に留めるよう努める。
	<input type="checkbox"/>	・特に堀に面する広告物は、福井城址の歴史的環境に配慮した形態とすることが望ましい。
色彩	<input type="checkbox"/>	◎信号機や道路標識、公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知を妨げない色とする。
	<input type="checkbox"/>	○マンセル値による彩度4を超える色を使用しないよう努める。ただし、当該表示面積の1/10未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りではない。 ○上記によらない場合は、屋外広告物の1面につき、当該表示面積の30%以上は白色又は素材色とするよう努める。
	<input type="checkbox"/>	・蛍光塗料や反射塗料等は、使用しないことが望ましい。

(「◎」は必ず守るべき基準、「・」は努力することが必要または推奨する基準)

項目		適合の チェック	景観形成基準
素材、 材料		<input type="checkbox"/>	◎汚れにくく、耐久性のある素材を使用する
		<input type="checkbox"/>	・時間経過により魅力が増す木材や石材などの自然素材もしくは質感を重視した素材、材料をできる限り用いることが望ましい
照明 広告		<input type="checkbox"/>	○光源の選定（光色または色温度）、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、福井城址の歴史的環境に悪影響を与えないよう努める。
		<input type="checkbox"/>	○内照式の広告物は、極端に大規模なものとしないう努める。
		<input type="checkbox"/>	◎点滅又は回転するランプ類や電飾ネオン広告類は使用しない。ただし、注意喚起を促す広告物については、この限りではない。
壁面 利用 広告	壁面 文字	<input type="checkbox"/>	◎壁面の文字は、事業所名、社章及びシンボルマークのみとする
	壁面 広告	<input type="checkbox"/>	◎壁面からはみ出さないようにする。
		<input type="checkbox"/>	○表示面積（既存のものを含む。）は、建築物の見付面積の 1/10 以下とするよう努める
	窓面 広告	<input type="checkbox"/>	○3 階以上の窓面には、表示しないよう努める。
		<input type="checkbox"/>	○窓面広告の表示面積（既存のものを含む。）の合計は、表示する窓の面積に対して 1/3 以下とするよう努める
広告 幕	<input type="checkbox"/>	・広告幕の表示面積（既存のものを含む。）の合計は、建築物の見付面積の 1/10 以下とすることが望ましい。	
突出 広告		<input type="checkbox"/>	○多数の事業所が一の建築物内にある場合は、1 壁面に 1 列にまとめて設置するか、建築物と調和した規模、デザインとするよう努める。
		<input type="checkbox"/>	○特に堀に面する建築物を利用する場合は、できる限り小規模なものとするよう努める。
地上 広告		<input type="checkbox"/>	◎自家用広告物は、多数の事業所が一の建築物内にある場合でも、まとめて 2 個以内の設置とする。
		<input type="checkbox"/>	○容易に移動させることが可能な広告物又は立看板は、建築物と同一敷地内の設置とし、1 個の大きさは、高さ 1.8m 以下、幅 0.9m 以下とするよう努める
		<input type="checkbox"/>	○空き地又は平面駐車場においては、2 個以内とし、高さ 4m 以下とするよう努める。
その 他の 広告 物		<input type="checkbox"/>	◎貼紙、ポスター等は、壁面へ直貼をしない。
		<input type="checkbox"/>	・消火栓の位置を表示する標識には、広告物を設けないことが望ましい。
		<input type="checkbox"/>	◎のぼり旗 *は設置しない。ただし、一ののぼり旗と他ののぼり旗との距離は、これらののぼり旗のうちいずれか高いほうの高さに相当する距離の 2 倍以上とし、福井城址の歴史的環境に配慮したデザイン（形態、色彩、素材をいう。）とした上で、適切な時期・時間のみ設置するものについては、この限りでない。

※ のぼり旗：容易に移動させることができる状態で立てられ、または容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）およびこれに類するもの。